

幡多3市1町1村区長会連絡協議会

1 幡多広域的な要望

有害鳥獣対策について

幡多郡内中山間地域では、シカ、イノシシ、サル、ハクビシン等の有害鳥獣被害が広まり、農林業のみならず黒尊などではササや原生林等の自然植生にも及び土砂の崩壊さえも引き起こし、きわめて深刻な状況になっています。間伐等の森林対策に力を入れても、有害鳥獣対策を強化しなければ今ある森林を今後守っていく事は難しいと考えます。

県としましても各種補助制度による支援を行い、各市町村においても一定の捕獲を行っているところですが、抜本的な対策がないのが現状であります。

また、捕獲した有害鳥獣の処分についても現時点で有効な活用方法がないため廃棄処理等を行っており、集約的な廃棄処理場が無く対応に苦慮しております。

つきましては、被害防止対策予算の増額に努める等、あらゆる手立てを講じることについて、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(回答)

県では、捕獲対策として、シカ報償金(1頭8,000円)、広域連携捕獲、わな猟講習会(10カ所)、柵の設置に関する補助等の「攻め」の対策を実施しています。

イノシシ、シカ、サル等の捕獲数は、平成19年度の13,017頭から平成23年度の32,118頭と約2.5倍に増えています。しかし、平成23年度の農林業被害額は3億4千万円余りと昨年度の1.4倍となっており、ここ数年高止まりの状況が続いています。

幡多地域では、県全体の3割を捕獲していただき感謝しています。

本年度からは、これまでの「攻め」の対策に加え、「守り」を強化しています。「野生鳥獣被害に強い集落づくり」や「鳥獣被害対策専門員」を配置し、集落ぐるみで防除する取り組みを強化しています。

それぞれの集落の段階でも、耕作放棄地の整備やくず野菜を埋設するなど、えさ場にならない取り組みが重要です。

集約的な廃棄処理場の設置については、地域資源の有効活用の観点に立って整備をすることが重要だと考えています。処理施設の建設については、鳥獣被害防止総合対策事業の活用により対応が可能ですので、市町村と協議して進めていきたいと思っております。

(知事)

個別意見

1 有害鳥獣の捕獲許可期間(90日)の延長について

2 サルやイノシシの繁殖抑制方法の検討について

(回答)

○有害鳥獣の捕獲許可については、市町村に権限を移管しており、市町村が有害鳥獣予察捕獲計画で実施期間定を定めることとなっています。ご意見については、該当市町村と協議します。

(鳥獣対策課長)

○有害鳥獣の生息数を抑える方法については、特効薬はなく、例えばサルの手手段捕獲等効果的な捕獲方法を検討中です。

(知事、鳥獣対策課長)